

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 0 号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市市民館条例の一部を改正する条例（令和6年川崎市条例第57号）の
施行期日は、令和8年4月1日とする。